

山口県報

平成29年
3月31日
(金曜日)

目 次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課)……………三
- 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………三
- 訓令
山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………三
- 山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………四
- 監査規程
山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………四



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号中ウをオとし、ワからムまでをタからノまでとし、同号ヲ中「第五条」を「第六条」に改め、同号中ヲをヨとし、ホからルまでをチからカまでとし、同号ニ中

「(船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける職員を除く。ホからヌまで及びロからナまでにおいて同じ。)」を削り、同号中ニをトとし、ハの次に次のように加える。

ニ 条例第三条第一項ただし書の規定に基づき、所属職員(船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける職員を除く。ホからワまで及びヨからウまでにおいて同じ。)に係る週休日を設定すること。

ホ 条例第三条第二項ただし書の規定に基づき、所属職員に係る勤務時間を割り振ること。

ヘ 条例第三条第三項の規定に基づき、所属職員に係る週休日を設定、及び勤務時間を割り振ること。

第二十七条第一号中ソをナとし、リからレまでをヲからネまでとし、同号チ中「第五条」を「第六条」に改め、同号中チをルとし、イからトまでをニからヌまでとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 条例第三条第一項ただし書の規定に基づき、職員に係る週休日を設定すること。

ロ 条例第三条第二項ただし書の規定に基づき、職員に係る勤務時間を割り振ること。

ハ 条例第三条第三項の規定に基づき、職員に係る週休日を設定、及び勤務時間を割り振ること。

第三十一条第三項第四号イ中「第八条」を「第八条第一項(法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。)」に改め、同号ロ中「第九条」の下に「(法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。)」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ 法第十条第二項(法第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による処分終了の届出を受けること。

第三十一条第三項第四号ト中「第六条」を「第十条第二項、第十一条、第二十一条及び第二十八条」に、「事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等」に改め、同号トを同号ルとし、同号ヘ中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項(法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であること」の疑いのある物と改め、「又はポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であること」の疑いのある物」を加え、同号ヘを同号ヌとし、同号ホ中「第十七条」を「第二十四条(法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「事業者等」を「保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であること」の疑いのある物を保管する事業者その他の関係者」に改め、同号中ホをリとし、リの前に次のように加える。

ト 法第十六条第二項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による保管事業者の地位を承継した旨の届出を受けること。

チ 法第十八条第二項第二号の規定による届出書に係る届出を受けること。

第三十一条第三項第四号ニ中「第十四条」を「第十一条（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に、「事業者」を「保管事業者」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同号中ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第十条第三項第二号の規定による届出書に係る届出を受けること。

ホ 法第十条第四項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による変更の届出を受けること。

第三十七条の二第四項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第三十七条の三第二項に次の一号を加える。

五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第三十七条の四第一項に次の一号を加える。

五 災害対策基本法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第五十三条の二第一号中レをネとし、リからタまでをヲからツまでとし、同号中「第五条」を「第六条」に改め、同号中チをルとし、イからトまでをニからヌまでとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 条例第三条第一項ただし書の規定に基づき、職員に係る週休日を設けること。

ロ 条例第三条第二項ただし書の規定に基づき、職員に係る勤務時間を割り振ること。

ハ 条例第三条第三項の規定に基づき、職員に係る週休日を設け、及び勤務時間を割り振ること。

第五十四条第三項第三号中「昭和三十六年法律第二百二十三号。」を削り、同条第六項第一号ニ、ヘ及びト中「占用の許可」の下に「又は登録」を加え、同号リ中「から第二十五条までの許可」を、「第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、同号ル及びワ中「占用の許可」の下に「又は登録」を加え、同項第三号イ中「第二十二号」を「第二十九号」に改め、同号ロ中「第二十三号」を「第三十号」に改め、同項第四号ト中「第三項」を「第四項」に改め、同条第七項第二号イ中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

三 災害対策基本法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第五十五条第二号ニ中「一に掲げる」を「いずれかに該当する」に改め、同条に次の一号を加える。

六 災害対策基本法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第五十六条第一項に次の一号を加える。

三 災害対策基本法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七十六条の六第二項の規定に基づき、指定道路区間を周知させる道路標識を設けること。

ロ 法第七十六条の六第三項の規定に基づき、同条第一項の措置をとり、及び当該措置に係る車両その他の物件を破損すること。

ハ 法第七十六条の六第四項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条第六号ヲ、第二十七条第一号チ、第五十三条の二第一号チ、第五十四条第六項第三号及び第四号、同条第七項第二号イ並びに第五十五条第二号ニの改正規定は、公布の日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十一号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の3の項中「~~防炎曲ノコンピュータ~~」を「~~防炎防炎ノコンピュータ~~」に改め、同表26の項中「~~エクスナニム・器圖表~~」を「~~器圖表、エクスナニム・器圖表~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正す

る。

別表第三山口県立山口南総合支援学校の出納員の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



山口県訓令第1号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「（防災危機管理課）の下に「、政策企画課」を加え、「、農林水産政策課及び都市計画課」を「及び農林水産政策課」に改め、「岩国基地対策室を含む。」の下に「、政策企画課（山口ゆめ花博推進室を含む。）」を、「観光プロジェクト推進室」の下に「及びインバウンド推進室」を加え、「、都市計画課（全国都市緑化フェア推進室を含む。）」を削る。

第十条第二項の表中

本庁	職員診療所の医師	を
本庁	知事が選任した医師	に改め、
常時五十人以上の職員が勤務する健康福祉センター	健康福祉センターの所在地を所管する保健師以外の保健師の長で別に定めるもの	

「出先機関（」の下に「健康福祉センター、」を加える。

附 則
この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第二号

府 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一室長印の項中「八」を「九」に、「岩国基地対策室長」を

岩国基地対策室長 山口ゆめ花博推進 室長	一個	に、	観光プロジェクト 推進室長	一個	を
観光プロジェクト 推進室長 インバウンド推進 室長	一個	に、	団体指導室長 全国都市緑化フエ ア推進室長	一個	を
団体指導室長	一個	に改める。			

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。



山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布す

平成二十九年三月三十一日印刷
平成二十九年三月三十一日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

る。

平成二十九年三月三十一日

山口県監査委員

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和三十九年山口県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

「計画調整班」「審査・監査班」を「審査・監査班」「特別監査班」に改める。

第三条の表計画調整班の項を削り、同表審査・監査班の項中第十号を第十七号とし、第一号から第九号までを七号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

- 一 監査委員に関すること。
- 二 公印の管守に関すること。
- 三 職員の身分、給与等人事に関すること。
- 四 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- 五 予算、決算及び経理に関すること。
- 六 物品の出納及び保管に関すること。
- 七 定期監査及び随時監査の計画及び連絡に関すること。
- 八 第三条の表審査・監査班の項に次の一号を加える。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。